明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○被災市街地復興特別措置法施行規則の一部を改正する省令（国土交通一一）　一
○都市計画法施行規則の一部を改正する省令（同一二）　二

〔告　示〕

○地域再生法第二十条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（内閣府三八）　二
○競馬を行うことができる市町及び特別区を指定する件（総務五八）　三
○モーターボート競走を行うことができる市町を指定する件（同五九）　三
○日本国に帰化を許可する件（法務八〇）　四
○返納を命じた旅券を無効とする件（外務五一）　四
○電気事業法第百十二条の二第二号の規定に基づき、同法第五十七条の二第一項の登録調査機関を登録した件（経済産業三五）　四
○土地区画整理事業の関係図書を縦覧に供する件（国土交通二一四）　四
○航路標識に関する件（海上保安庁五一～五九）　四
○道路に関する件（東北地方整備局二一、二二）　六
○道路に関する件（関東地方整備局六二～六六、六八）　六
○都市計画に関する件（同六七）　六
○道路に関する件（北陸地方整備局一四）　七
○道路に関する件（九州地方整備局四一、四二）　七
○道路に関する件（北海道開発局三〇、三一）　七

〔国会事項〕

法務省　八

〔人事異動〕

労　働　八

〔官庁報告〕

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　八
公聴会　八
一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（九州経済産業局）　八
国指定渡良瀬遊水地鳥獣保護区の指定に係る公聴会の開催について（環境省）　九
国土調査の成果の認証の公告（国土交通省）　九

〔公　告〕

諸事項　九
官庁　一〇
第三者所有物の没収、有権者申出方、金融商品取引業者に対する行政処分、少額短期保険業者であった者に係る供託金の取戻し、建設業の営業の停止命令関係　一〇
裁判所　一〇
相続、公示催告、失踪、破産、免責、再生関係　一〇
会社その他　一〇

省　令

○国土交通省令第十一号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、被災市街地復興特別措置法施行規則（平成七年建設省令第二号）の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月五日

国土交通大臣　前田　武志

被災市街地復興特別措置法施行規則の一部を改正する省令

被災市街地復興特別措置法施行規則の一部を次のように改正する。

「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

附　則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

○国土交通省令第十二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、都市計画法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月五日

国土交通大臣　前田　武志

都市計画法施行規則の一部を改正する省令

都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二第一号中「第五号」を「第四号」に、「第七号」を「第六号」に、「及び第九号から第十二号まで」を「、第八号及び第九号」に改め、同条第三号中「の区域」の下に「（都道府県が定めた市街地開発事業等予定区域に関する都市計画に係るものに限る。）」を加える。

第四十条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第四十一条の見出し中「都道府県知事等」の下に「及び法第五十七条第二項本文の規定による届出の相手方として公告された者」を加え、同条中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。